

○低潮線保全基本計画について

- 低潮線保全法(平成22年法律第41号)に基づき、排他的経済水域(EEZ)等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全及び利用の拠点となる離島の施設整備等に関する施策を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定。(平成22年7月閣議決定)
- 全国185箇所の低潮線保全区域における状況調査や人為的損壊行為の規制及び保全措置の検討、特定離島である南鳥島及び沖ノ鳥島を拠点とする各種活動、特定離島における拠点施設の整備内容等を記載。
- 毎年度の進捗状況について、総合海洋政策本部へ報告し、計画の着実な実施を図ることとされている。

○平成26年度に実施した主な事項

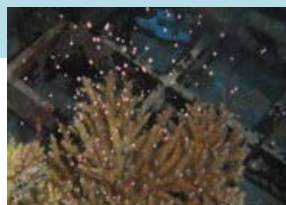
- 低潮線保全区域の巡視・調査(衛星画像の取得、巡視、看板設置等)、巡視体制の強化、低潮線保全区域周辺の情報収集、海洋台帳のコンテンツの充実、低潮線データベースの管理・運用等。
- 島嶼部の保全・再生を図ることを目的としたサンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GNSS※による広域的な地殻変動の連続観測、南鳥島周辺海域におけるコバルトリッチクラストの資源量把握調査、民間等による南鳥島における海洋関連技術開発の課題募集・選定等。 ※ global navigation satellite system(全地球航法衛星システム)
- 南鳥島において、特定離島港湾施設の整備を推進。沖ノ鳥島においては事故で中断していた工事の再開案を11月に確定し、平成27年4月の現地作業開始に向けた準備作業を実施。



特定離島港湾施設の整備状況(南鳥島)



低潮線保全区域の巡視



移植サンゴの産卵



特定離島港湾施設の整備状況(沖ノ鳥島)

○平成27年度に実施予定の主な事項

- 低潮線保全区域の巡視・調査、巡視体制の強化、低潮線保全区域周辺の情報収集、海洋台帳のコンテンツの充実、低潮線データベースの管理・運用等を継続的に実施。
- 島嶼部の保全・再生を図ることを目的としたサンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GNSSによる広域的な地殻変動の連続観測及び南鳥島周辺海域におけるコバルトリッチクラストの資源量把握調査等を継続的に実施、民間等による南鳥島における海洋関連技術開発の着手等。
- 南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備を継続するとともに、施設の利用開始に向けて、管理体制を構築(南鳥島においては、平成27年度中に施設の利用開始予定)。